

民泊の制度が変わります

～住宅宿泊事業者の届け出がスタートしました!!～

民泊の急速な広がり

民泊とは、住宅（一戸建て住宅や共同住宅など）の全部または一部を活用して、旅行者などに宿泊サービスを提供することをいいます。

ここ数年、訪日外国人旅行者数が伸びている中、日本でも急速に普及しています。多様な宿泊ニーズへの対応だけではなく、空き家の有効利用といった地域活性化の観点からも注目されていますが、宿泊者の安全面・衛生面が必ずしも確保されていないことや、騒音やゴミ出しによる近隣住民とのトラブルの発生などが問題となっています。

こうした状況を踏まえ、一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図る目的で、住宅宿泊事業法（民泊新法）が制定され、本年6月15日から施行されます。

届け出開始

民泊新法では、民泊事業者を「住宅宿泊事業者」「住宅宿泊管理業者」「住宅宿泊仲介業者」の3つに区分し、それぞれの役割や義務を規定しています。

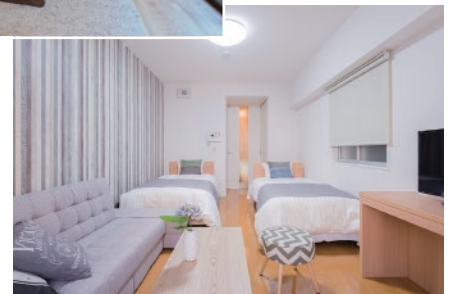
住宅宿泊事業者は、都道府県知事または保健所設置市などの長に届け出れば、「住宅」を活用することを前提として、年間180日を限度に民泊が提供できるようになります。

厚生労働省と国土交通省は昨年12月、法の解釈や留意する事項などをまとめた「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」を作成しました。

都道府県などでは、民泊事業者の届け出・登録の申請を3月15日から受け付けています。



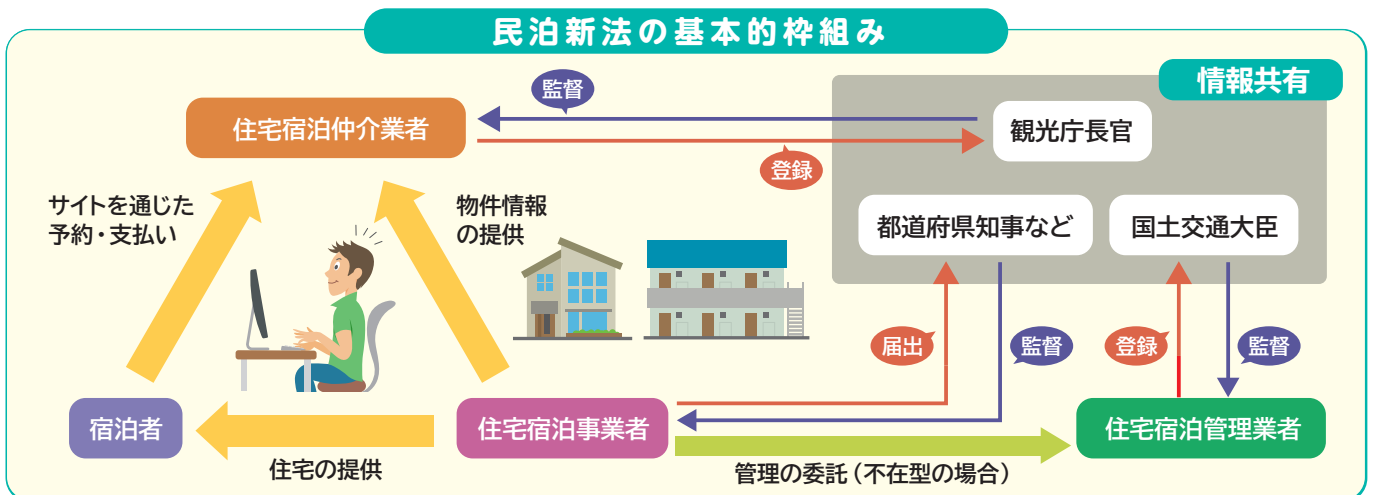
特区民泊で利用されている部屋
(株式会社 百戦錬磨 提供)



民泊のこれから

今後、民泊には「旅館業法に基づく簡易宿所」「特区民泊（国家戦略特別区域法に規定される国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）」「民泊新法に基づく民泊」の3つが併存することになります。民泊を行いたい事業者がそれぞれの特性に応じて制度を選択し、旅行者の多様化する宿泊ニーズに応えることが期待されます。

一方で、民泊事業者や宿泊者だけでなく、地域住民にもそれぞれの制度・運用ルールの違いによる特性や相違点を周知し、民泊に対して理解していただくことが必要であり、今後、「民泊制度ポータルサイト」などを通じて広く周知していきます。



民泊に関する制度や届け出の方法などについては、「民泊制度ポータルサイト」をご覧ください。

民泊制度

検索

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>